

エ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑥ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」(平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この中で添付している国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長より発出された「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について(平成20年8月26日国都公景第21号通知)は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられており、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成24年11月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、

老計発第 0920001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「ノロウイルスに関する Q & A」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成 17 年 2 月 22 日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成 15 年 7 月 25 日社援基発第 725001 号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成 20 年 7 月 7 日雇児総発第 0707001 号、社援基発第 0707001 号、障企発第 0707001 号、老計発第 0707001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成 20 年 6 月 17 日雇児総発第 0617001 号、障障発第 0617001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成 24 年 11 月 27 日雇児総発 1127 第 1 号、社援基発 1127 第 2 号、障企発 1127 第 2 号、老総発 1127 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、保育料徴収事務及び児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等

の発生防止に努められたい。

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について(依頼)」(平成 15 年 12 月 24 日雇児総発第 1224001 号)
- ・「地域における児童の安全確保について」(平成 18 年 1 月 12 日職高高発第 0112001 号、雇児総発第 0112001 号、老振発第 0112001 号)
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」(平成 18 年 8 月 3 日雇児総発第 0803002 号)

2. 社会的養護の充実について

(1) 被虐待児童等への支援の充実について

虐待を受けた子どもは、身体的な暴力によって生じる障害だけでなく、情緒や行動、自己認知・対人認知、性格形成など、非常に広範囲で深刻なダメージを受けている。

このため、入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等に心理療法担当職員の配置を推進している。

平成25年度予算案においては、母子生活支援施設の特別生活指導費加算を充実し、心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が8人以上いる場合には母子支援員2人目を配置できることとしている。

また、各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修の実施を支援する、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業については、これまで安心こども基金において行ってきたが、今年度からは当初予算で実施することとしているので、職員の質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等に研修事業を積極的に活用願いたい。

(2) 要保護児童の自立支援の充実について

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

このため、平成24年度から児童養護施設等や里親等に措置されている高校3年生について、進学や就職に役立つ資格取得や講習等のための経費として、55,000円を限度に支給できることとしたが、平成25年度予算案では、中卒・高校中退等児童も加算の適用対象にすることとしている。

また、職業紹介を行っている企業等に委託し、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業については、これまで安心こども基金において行ってきたが今年度からは当初予算で実施することとしている。

なお、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を自治体あてに発出し、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学

校卒業後就職する児童や高等学校等中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断するなど、各都道府県においては、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いします。

3. 母子家庭等自立支援対策について

(1) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について（関連資料33参照）

在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。このため、安心子ども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む自治体（都道府県及び市区）に対して助成を行い、普及促進を図っている。

平成24年度補正予算案では、安心子ども基金の延長により、この事業の実施期間を平成25年度までに延長することとしており、これにより平成25年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成27年度末まで助成対象としている。また、平成25年度までは、更に新規の開始も可能であることから積極的な取組をお願いする。

(2) 養育費確保等について

① 養育費確保及び面会交流の支援について（関連資料34参照）

離婚に伴う養育費や面会交流については、平成23年6月の民法の一部改正により、協議離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担や親子の面会交流が民法に明記された。また、衆・参議院の附帯決議においては、明文化された事項の周知を図るととともに、養育費や面会交流の履行確保について必要な措置を講じることとされている。

これらを踏まえ、養育費相談支援センターにおいては、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し制度の周知を図るほか、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例の相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣なども実施している。地方自治体におかれては、養育費相談支援センターの積極的な活用を図っていただくとともに、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員の配置等により、養育費の履行確保に向けた推進をお願いする。また、養育費や面会交流に関するパンフレットの配布について、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口などで配布いただくなど積極的なご活用をお願いする。

なお、面会交流の取り決めがある方を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う「面会交流支援事業」についても、積極的な取組をお願いする。

② 学習ボランティア事業について（関連資料35参照）

ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要となっている。

このため、平成24年度より、ひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、児童等の学習支援や進学相談に応じる「学習ボランティア事業」を行っている。この事業は、受託したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設又は自宅に、ボランティア学生を派遣する仕組みにより、児童等の学習を支援する経費について補助を行うものである。各地方自治体におかれては、子どもの健やかな育ちを確保するため、積極的な実施に努めていただくようお願いする。

（3）児童扶養手当について

① 物価スライドについて

平成25年4月から9月までの手当額については、平成24年の消費者物価指数の対前年比変動率が0.0%であったことに伴い、現行の法律の規定に基づき、平成24年度の手当額からの変更はない。

② 物価スライドの特例措置について

物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金と合わせて物価下落時に据置き措置が採られてきた経緯から、現在1.7%分の特例水準が生じているが、平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）」により、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消することとしている。具体的には、平成25年10月から0.7%、26年4月から0.7%、27年4月から0.3%を引き下げることでされている。

これにより、平成25年10月以降の手当額は以下のとおりとなり、今後、手当額の改定のために必要な政令改正等を行うこととしている。

・手当額（月額）

	（平成24年度）		（平成25年10月～）
全部支給	41,430円	→	41,140円（△290円）
一部支給	41,420円	→	41,130円（△290円
	～9,780円		～9,710円 ～△70円）

4. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について (関連資料36参照)

(1) 配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の取組の推進について

婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談が、相談件数・割合ともに増加している。

配偶者からの暴力被害者(DV被害者)等への相談、保護・支援の充実に向けて、従来より、婦人相談所及び婦人保護施設における様々な取組を推進してきたが、特に、休日及び夜間の相談体制強化のため、「休日夜間電話相談事業」の積極的な取組をお願いする。

(2) 人身取引被害者の保護について

人身取引被害者の保護・支援については、「人身取引対策行動計画2009」や平成22年6月及び平成23年7月の関係省庁連絡会議申合せに基づき、被害者の把握と適切な保護をお願いする。

5. 児童健全育成対策について

(1) 放課後児童対策について

① 放課後児童健全育成事業の実施状況について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成24年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった。

一方で、利用できなかった児童（待機児童）数が5年ぶりに増加となった。また、児童数71人以上の大規模クラブも前年に比べ増加となった。

こうした結果を踏まえ、各自治体におかれては、待機児童把握のための情報収集に努めるとともに、待機児童の解消に向けて利用ニーズを踏まえた提供体制の確保に努めていただきたい。

また、大規模クラブの解消に向けてクラブの分割を行うなど「放課後児童クラブガイドライン」の趣旨に沿った適切な運営の確保にご配慮いただきたい。

- 放課後児童クラブ数：前年比524か所増加
20,561か所（23年） → 21,085か所（24年）
- 登録児童数：同18,911人増加
833,038人（23年） → 851,949人（24年）
- 利用できなかった児童数：同113人増加
7,408人（23年） → 7,521人（24年）
- 71人以上のクラブ数：同70か所増加
1,199か所（23年） → 1,269か所（24年）

※平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計したもの

② 放課後児童クラブにおける安全確保について

放課後児童クラブにおける安全確保については、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故防止等について」（平成22年3月23日付け育成環境課長通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した全治一カ月以上の重篤な事故について報告をお願いしているところである。

今般、平成24年1月1日から平成24年12月31日までに報告のあった事故の内容について、以下のとおり集計するとともに、事故防止のためのポイントを整理したので、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応等について一層の徹底に努めていただきたい。

事故報告の集計結果

1. 事故報告概要

放課後児童クラブ（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）において発生した「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故」で、平成24年1月1日から平成24年12月31日までに自治体から報告のあったものを集計。

(1) 報告件数

33都道府県 229件

(2) 負傷等の内訳

内訳	骨折	歯の破折	打撲・ねんざ	死亡	その他	合計
件数	178件	13件	26件	1件	11件	229件
割合	77.7%	5.7%	11.4%	0.4%	4.8%	100%

(3) 学年別

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
児童数	84人	70人	51人	16人	6人	2人	229人
割合	36.7%	30.6%	22.3%	7.0%	2.6%	0.9%	100%

(4) 場所別

場所	校庭などの屋外 (敷地内)	クラブ室・廊下 などの屋内	体育館・遊戯室 などの屋内	公園などの屋外 (敷地外)	合計
件数	122件	45件	34件	28件	229件
割合	53.3%	19.7%	14.8%	12.2%	100%

(5) 事由別

事由	集団遊び 中の転倒 等	遊具から の転落等	球技中の 転倒等	階段などに おける転 倒・転落等	児童同士 のふざけ あい等	車との 接触	その他	合計
件数	66件	58件	43件	22件	12件	8件	20件	229件
割合	28.8%	25.3%	18.8%	9.6%	5.2%	3.5%	8.7%	100%

(参考) 放課後児童クラブ数 21,085か所(平成24年5月1日現在)

登録児童数 851,949人(平成24年5月1日現在)

2. 事故発生の主なケース

- ・集団遊び（おにごっこ、かくれんぼ等）中の転倒。
- ・遊具（鉄棒、すべり台、うんてい等）からの転落。
- ・球技（サッカー、ドッジボール等）中の他児童との衝突、転倒。
- ・階段や段差から飛び降りたり、つまずいたりすることなどによる転倒。
- ・他児童に押される、乗っかられるなど、児童同士のふざけあいによる転倒。
- ・帰宅中やクラブに向かう途中における車との接触。
- ・入退室時に、他児童と出会い頭に衝突。

事故防止のためのポイント

◎遊具の使用ルール・適切な使用方法について指導を徹底する。

- ブランコから途中で飛び降りる、うんていの上に登り落下するなど遊具本来の目的とは異なる使用方法により発生した事故がある。屋外遊具の適切な使用方法を指導しておくことが必要である。
- 特に、一年生はクラブの生活や環境に十分に順応できていないうちに、適切な使用方法を知らないまま遊具等を使用している中で事故が発生しているとも考えられるため、一年生の遊具使用に当たっては、適切な使用方法や安全上の留意点などを事前に指導しておくことや児童の年齢や発達状態に応じた遊びの環境を提供していくことが必要である。

◎集団生活の場としての環境を整える。

- テレビ台からテレビが落下した、壁面の突起物に衝突した、クラブ室内で荷物につまずき転倒したなど、設備の不具合や室内の整理整頓の不備が事故に繋がることもある。屋内環境の安全性について常に点検し、整理整頓に努め、不具合があった場合には早急に補修等を行うことが必要である。
- 混雑した状況でおもちゃの取り合いをして他の児童と接触した際に怪我をしたなど、集団生活をする上での見通しを持った過ごし方を示し、守るべきルールを作っておくことで防げる事故もある。子どもたちが安全に過ごすための集団生活のルールや見通しを持った過ごし方を子どもたち示し、理解させることが必要である。

◎安全に関する指導を徹底する。

- 交通安全については、関係機関と協力して交通安全指導を行うなど、指導員は保護者や関係機関と協力して児童への交通安全に関する指導を徹底することが必要である。
- 「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」の活用などによって来所・帰宅時の安全を徹底することが必要である。

◎事故が発生した場合の対処方法を事前に準備しておく。

- 児童の活動において予想される事故や怪我の防止に万全を尽くすことが一番大切であるが、万が一、事故や怪我が発生した場合の対処方法（応急処置を含む。）についても、事前に十分な想定訓練と準備をしておくことが必要である。
- 発生した事故や事故に繋がりそうな事例は、発生までの経緯や事故後の対応等の情報を指導員間で共有し、対策の在り方を探ることで、類似の事故を未然に防ぐことに活かされる。軽微な事故や結果的に事故にならなかった事例であっても、一歩間違えれば重大な事故に発展していた可能性もあるので、こうした情報の収集・分析に努められたい。

(2) 児童厚生施設の設置運営について

① 児童館・児童センターの運営について

地域における子どもたちの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域の期待に応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

<児童館の活動内容>

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③保護者の子育て支援 | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動 |
| ⑦放課後児童クラブの実施 | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容にも着目した児童館の実践事例を取りまとめることとしているので、ご了解いただきたい。

また、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊びを通じて子どもの発達の促進や子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図り、より活発な児童館活動の推進に努めていただきたい。

② 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

(3) 児童委員について

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

また、地域住民に対して、児童委員・主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、円滑な活動に必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、社会・援護局地域福祉課で作成した「自治体から民生委員・児童委員への個人情報提供に関する事例集」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/dl/05-2.pdf>) も参考にされたい。

② 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市区町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、児童委員・主任児童委員は、学校関係者をはじめとした関係機関との連携を図ることが不可欠であり、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

③ 児童委員・主任児童委員の一斉改選について

児童委員・主任児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるところであり、「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日雇児発0223第1号、社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成13年6月29日雇児発第433号、社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）及び「主任児童委員の選任について」（平成13年11月30日雇

児発第762号、社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知)により、その準備を進めていただきたい。

一方、地方分権改革推進委員会の第二次勧告を踏まえた民生委員法の一部改正については、一括法案が昨年廃案となったところであるが、昨年11月30日に閣議決定された「地域主権推進大綱」においては、今後の義務付け・枠付けの見直しの進め方として「第三次一括法案に盛り込まれた事項の実現を図る」とされていることから、今後法案が提出され、法改正が行われる予定である。

仮に第三次一括法案に盛り込まれた内容で民生委員法が改正された場合には、関連通知の改正を行う必要があることや、一斉改選の手続きに影響が生ずる場合もあることから、適宜情報提供させて頂くのでご留意願いたい。

いずれにしても、本年12月の一斉改選に向けては、従前の仕組みによる準備を進めていただくとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員の選任及び定数の設定にあたっては、地域の実情に応じた選任及び定数設定が可能であり、特に東日本大震災の被災地においては、復興に向けた地域づくりが進められていることもあり、その取扱いについて十分ご留意頂きたい。

また、一斉改選後に、各自治体において新任民生委員・児童委員及び新任主任児童委員への研修が実施されるが、経験年数や役職等に応じた体系的な研修を実施するなど、専門性を担保しつつ持続的な支援に努められたい。なお、全国民生委員児童委員連合会において、体系的な研修プログラムを検討しているので、プログラムが完成した際には、適宜参照されたい。

(4) 児童福祉週間について

① 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

② 児童福祉週間の標語について

平成24年9月3日～10月22日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、6,713作品の応募があり、御礼申し

上げる。有識者等で構成した標語選定委員会で選考した結果、次の作品を平成25年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成25年度児童福祉週間標語》

君がいる ただそれだけで うれしいよ

(^たが ^あおい 多賀 葵さん 12歳 東京都)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

6. 保育対策等の推進について

(1) 平成25年度予算案（保育対策関係）について

（関連資料38参照）

待機児童の解消を図るための保育所受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育や病児・病後児保育などの充実を図る。

※ 「安心こども基金」については、(2) 参照

① 保育所の受入れ児童数等の拡大について

待機児童の解消を図るため、民間保育所の受入れ児童数の拡大（約7万人増）や、家庭的保育事業（保育ママ）の利用児童数の増を図ることとしている。

② 多様な保育の提供等について

延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの多様な保育については、これまでも計画的に推進をしているところであるが、引き続き、必要な経費を計上しているため、積極的な実施をお願いしたい。

(2) 平成24年度補正予算案等（保育対策関係）について

(1)のほか、保育所整備や認定こども園への支援など多くの保育関係事業を「安心こども基金」で支援しており、それぞれ以下のとおり、積み増しと事業実施期限の延長を行うこととしている。

また、待機児童解消のためには、保育所の定員増とともに、保育士の人材確保が重要な課題であるため、平成24年度補正予算案において保育士の人材確保に係る経費を要求している。（重点事項2参照）

① 保育所等の施設整備

保育所及び認定こども園の施設整備費、賃貸物件による保育所整備事業については、平成24年度予備費において積み増し、事業実施期限を平成25年度まで延長したところ。（平成25年度中に工事に着手し、平成26年度に完了が見込まれる場合は助成対象とする。）

管内市区町村と連携の上積極的な活用を図り、待機児童の解消や保育所の耐震化の促進等に努められたい。

② 子育て支援の充実等

認定こども園事業費、グループ型小規模保育事業、認可外保育施設運営支援事業など施設整備以外の事業については、平成24年度補正予算案において積み増し・延長を行うとともに、認定こども園事業費等については、補助基準額の改善を行うこととしているので、引き続き事業の推進をお願いしたい。

また、一時預かり事業については、子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設し、へき地保育事業など従来の子育て支援交付金で実施してきた事業とともに、安心こども基金に移行して拡充することとしているので、引き続き円滑な実施をお願いしたい。(関連資料39参照)

(家庭支援推進保育事業については、母子家庭等対策総合支援事業へ移行して、引き続き同内容で実施する。)

(3) 保育所等における事故防止について (関連資料40参照)

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従来よりご尽力いただいているところであるが、尊い命が失われる事故が発生している。

平成24年中に報告を頂いた死亡事故については、睡眠中に異常を発見した事例が多かったが、だんごをのどに詰まらせた事例やプールで溺れた事例等、睡眠中以外の事故も発生しているため、様々な場面での事故防止に向けた取り組みが必要である。

今後とも、貴管内の保育所等に対し、「保育所保育指針」(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)の「第5章 健康及び安全」に基づき適切に対応し、施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化するよう指導方お願いする。

(参考)

○平成24年1月から平成24年12月までに厚生労働省に報告があった件数
145件

	負傷等				死亡	計
	意識不明	骨折	火傷	その他		
認可保育所	0	88	1	21	6	116
認可外保育施設	1	8	1	7	12	29

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

(4) 保育所におけるアレルギー等のガイドラインの活用について（関連資料41～43参照）

平成20年3月に保育所保育指針の改定に併せて策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、子どもの健康及び安全の確保として、保育所における保健・衛生面の対応に関する3つのガイドラインを作成している。これらのガイドラインはいずれも厚生労働省のホームページからダウンロードが可能となっているので、保育所等への一層の周知などに積極的にご活用いただきたい。

① 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

調査研究により、保育所におけるアレルギー疾患児への対応の難しさ、また食物アレルギーの子どもの誤食事故が起きている現状が明らかになった。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインでは、保育所、保護者、医療関係者がアレルギー疾患に対して正しい知識を持ち、3者が連携して適切な対応を行うことを目的に、アナフィラキシーを起こしたときのエピペン（アドレナリン自己注射薬）の使用を含めた具体的な対応方法や保育所内での体制の強化・地域との連携の重要性を記載し、保育所での対応の原則を示している。平成24年9月には、このガイドラインを更に周知するためにDVDを作成し、全市区町村に送付（コピー可能）するとともに、厚生労働省ホームページの動画チャンネルでも視聴できるようにしている。

② 保育所における食事の提供ガイドライン

乳幼児期の子どもにとって「食事」は生命の保持、心身の成長など生きる力の基礎を育む上で重要なものである。しかし、子どもや保護者の「食」をめぐる現状は、利便性が優先され、食文化の継承や食を通じた豊かな経験が非常に少なくなっている。保育所における食事の提供ガイドラインでは、保育所の食事の提供方法が多様化する中で、子どもの食に関わる保育所職員を始め、管理者、行政担当者等が再考、評価、改善するためのチェックリストを作成する等、保育所における食事の質の向上を目指す内容となっている。

③ 保育所における感染症対策ガイドライン（2012年改訂版）

保育所における感染症対策ガイドラインを平成21年8月に発出し、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示したが、平成24年4月に学校保健安全法施行規則の一部が改正され、学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の改正があったことから、保育所における感染症対策ガイド

ラインについても、これとの整合性を確保するとともに、最新の知見が反映されるよう修正・加筆を行い、平成24年11月に2012年改訂版を発出した。

この中では、感染経路別に対策方法を具体的に示すとともに、保育所職員を含めた健康管理や予防接種の重要性も記載している。

7. 母子保健対策について

(1) 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に係る見直し内容について（関連資料44参照）

本事業による助成の支給件数は年々増加している。その背景には、結婚年齢の上昇や晩産化、不妊治療を受ける者の年齢の上昇があると考えられる。

このような中で、技術進歩により近年増加している凍結杯移植（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を行う場合、改めて採卵等を要しない）では、実際にかかる費用が従来のもものと比べてかなり安価となっている。

このため、平成25年度予算案においては、負担の公平性を図る見地から、実際にかかる費用を勘案し、助成単価の適正化を図ることとしている。

具体的には、現行の助成単価は、不妊治療にかかる平均的な費用の概ね半額程度になっていることを勘案し、費用がかなり安価な凍結杯移植（採卵を伴わないもの）等についても、実際にかかる費用の平均の概ね半額程度（7.5万円）に見直すこととしている。

(2) 離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援について（関連資料45参照）

離島振興法は、前回の通常国会において、10年間の期限延長と内容の拡充を行うための議員立法が成立し、改正法には、「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれたところである。

このため、平成25年度より、妊婦の健康診査又は出産にかかる保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講じることについて総務省と合意したところである。

(3) 地方分権二次一括法による母子保健事業の市町村への移譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」が公布され、母子保健法（昭和40年法律第141号）の第18条の低体重児の届出、第19条の未熟児の訪問指導及び第20条の養育医療について、平成25年4月

1日より全ての市町村に権限移譲される。

厚生労働省においても当該事業に係る実施要綱等を遅滞なく情報提供できるよう努めるので、各都道府県におかれても、4日より円滑に権限移譲が行えるよう引き続きご協力をお願いしたい。

(4) 健やか親子21の最終評価と次期プラン策定について

21世紀の母子保健のビジョンである「健やか親子21」は、母子保健分野の主要な課題について目標を設定し、国民、関係団体、地方公共団体、国が一体となって取り組む国民運動計画として平成13年に開始され、平成26年までを計画期間として推進を図ってきたところである。

現行の「健やか親子21」の終期が平成26年であることを踏まえ、平成25年には現計画の最終評価を行うことにしている。そこで、最終評価及び今後の母子保健のあり方の検討を行うため、「健やか親子21」において設定している指標等について、関係省庁、自治体、関係団体等に対して調査を行う予定としているのでご協力をお願いする。

8. 仕事と家庭の両立支援対策について

(1) 仕事と家庭の両立支援の推進について（関連資料46, 47参照）

希望する男女が、ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備することは、女性の活躍促進に資することはもとより、日本経済の活力の維持の観点からも重要である。平成21年6月に一部改正された育児・介護休業法については、短時間勤務制度の措置義務や所定外労働を免除する制度の新設のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の休業期間の延長（パパ・ママ育休プラス）等、父親の育児休業取得を促進するための制度の導入等が盛り込まれている。また、これまで従業員数が100人以下の事業主に適用が猶予されていた短時間勤務制度、所定外労働の制限の制度及び介護休暇について、平成24年7月1日より全面施行されている。

厚生労働省としては、育児・介護休業法の周知・徹底を図るとともに、助成金制度好事例の提供等により育児休業などの両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援しているところであり、各都道府県・市におかれても引き続き法の周知・啓発等に御協力をお願いしたい。

また、男性の育児休業取得促進については、育児・介護休業法の改正と合わせ、平成22年6月より男性の育児を応援する「イクメンプロジェクト」を開始し、職場や地域における意識啓発、気運の醸成に取り組んでいる。各都道府県におかれても、男性の育児休業取得や「イクメン」の意義の周知啓発にご協力いただきたい。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定について（関連資料48, 49参照）

次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定・届出の状況について、平成24年12月末現在で、新たに行動計画の策定・届出等が義務となった従業員数101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、97.2%となっており、各都道府県・市の周知、啓発に関するご協力に感謝申し上げます。

次世代育成支援対策推進法においては、行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として、認定する制度がある。厚生労働省では「子ども・子育てビジョン」における数値目標として、この子育てサポート企業数を平成26年度までに2,000企業とすることとし、周知啓発による認定促進に努めているところである。

地方自治体によっては、この子育てサポート企業に対し、入札参加資格の加算措置を設けたり、低利の融資を実施しているところもある。各都道府県・市におかれては、多くの事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を目指して取組を行うよう、こうした制度の創設をご検討いただくなど、子育てサポート企業認定制度の周知にご協力をお願いしたい。

なお、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた企業に対しては、当該認定を受けることとなった一般事業主行動計画の期間に新築等をした建物について、32%の割増償却ができる税制優遇制度が設けられているため、こちらについても周知へのご協力をお願いしたい。

(3) ファミリー・サポート・センター事業について

(関連資料50参照)

子育て支援交付金の施策の1つとして、児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等を会員間で行うための連絡・調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を推進しており、平成21年度からは病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業」を実施している。

平成24年度交付決定ベースで基本事業は700市区町村、病児・緊急対応強化事業は129市区町村で実施されているところであるが、未だ全国展開に至っていない。共働き世帯が増加する中、男女がともに仕事と家庭を両立する環境づくりの観点からも、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業の実施について、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。

また、事業の実施においては、平成23年度より新たに、事故が発生した場合に当省へ報告を求めるとともに、9項目24時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましいとするなど、事故防止対策に取り組んでいる。

さらに、平成24年度より、講習強化分として時間数が24時間以上であるなどの要件を満たした講習を実施する自治体に対して、子育て支援交付金の交付ポイントを加算するとともに、平成24年度補正予算案より安心こども基金へ移行することに伴い、一対一の子どもの預かりを原則とする主旨に立ち、複数預かりを実施する自治体に対してポイントを加算する制度を廃止することを予定している。

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業における講習の充実等による事故防止対策の徹底をお願いしたい。

9. 生活扶助基準の見直しに伴う対応について

(関連資料51参照)

生活保護制度の生活扶助基準の見直しに伴う他制度の対応については、2月5日の閣僚懇において、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、影響を受ける制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することが基本的な考え方とされたところである。

児童福祉施策についても、この基本的な考え方に基づき、できる限り影響が及ばないように対応することをお願いしたい。具体的な対応については、速やかに検討し、施策ごとにお知らせすることとする。

(関 連 資 料)

各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額を積み増し、実施期限の延長(25年度末まで)を行う。

待機児童解消のための保育士の確保 438億円

保育士の人材確保に向けて、

- ・潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、
- ・保育士の就業継続を支援する研修、
- ・認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、
- ・保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、
- ・保育士の処遇改善 等を実施

保育や地域の子育て支援の充実等 118億円

保育サービス等の充実

- ・認定こども園事業費等の充実(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について幼児連携型認定こども園と同程度の補助額に改善)

※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善

- ・子育て支援交付金事業の組み替え・拡充

①地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設

②一時預かり事業の機能強化

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設

- ③へき地保育事業の実施要件の緩和(1日当たり平均入所児童数10人以上→6人以上)など

ひとり親家庭等の支援

- ・在宅就業支援などの母子家庭等に対する就業支援や生活支援の実施

社会的養護の推進等

- ・児童養護施設等の生活環境の改善
- ・児童相談所の改修や備品整備等の環境改善、地域の創意工夫による児童虐待防止の取組
- ・東日本大震災により被災した子どもへの支援

(参考) 予備費 1,118億円

待機児童解消のための集中的な保育所等整備や子ども子育て支援新制度の施行準備を推進するため基金を積み増し・延長

- ・待機児童解消を目指す保育所等の整備(年間約7万人の受入れ定員増)

・認定こども園の整備

・子育て支援のための拠点施設の整備

・放課後児童クラブの設置促進のための整備

・子ども子育て支援新制度施行に向けた電子システム

の整備



地域子育て支援拠点の機能強化

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「地域機能強化型」を創設(都市部中心に約1,100か所)

- ① 「利用者支援機能」 = 地域の子育て家庭に対して、子育て支援の情報の集約・提供等
- ② 「地域支援機能」 = 親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



(注) 利用者支援は、三党合意に基づき子ども・子育て支援法案の修正により、市町村事業として法定化

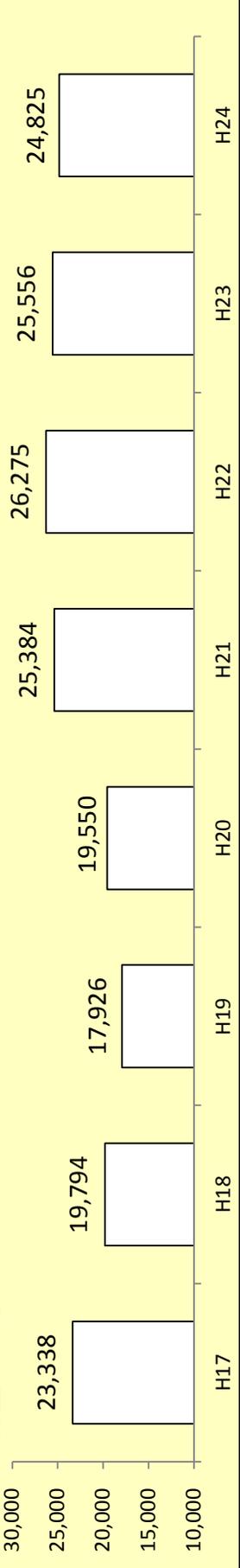
※ 地域機能強化型の施設に従事する職員の資質(地域子育て支援の内容や手法等)の底上げ ⇒ 専門性強化対策費を支援

保育所待機児童の解消について

【保育所待機児童の概要】

- 平成24年4月1日現在の待機児童数は2万4,825人。
- 安心こども基金の活用により保育所の整備が進み、保育所定員が前年比35,785人増加、利用児童は前年比53,851人増加したこと等から、待機児童は2年連続で減少(前年比△731人)。
- 依然として、多くの待機児童がいることから、保育所の整備や保育士の人材確保により待機児童解消へ取り組むことが必要。

(参考)待機児童数の推移



【待機児童数の多い自治体】(待機児童数100人以上)

自治体名	待機児童数	自治体名	待機児童数	自治体名	待機児童数	自治体名	待機児童数
1 愛知県 名古屋市長	1,032	18 千葉県 市川市	296	35 鹿児島県 鹿児島市	177	52 埼玉県 さいたま市	126
2 北海道 札幌市長	929	19 東京都 町田市	293	36 東京都 港区	175	53 埼玉県 川口市	123
3 福岡県 福岡市長	893	20 沖縄県 浦添市	261	37 静岡県 浜松市	166	54 千葉県 千葉市	123
4 東京都 世田谷区	786	21 沖縄県 宜野湾市	259	38 大阪府 茨木市	160	55 京都府 京都市	122
5 大阪府 大阪市	664	22 東京都 江東区	253	39 静岡県 静岡市	155	56 東京都 武蔵野市	120
6 神奈川県 川崎市	615	23 神奈川県 相模原市	244	40 東京都 日野市	153	57 熊本県 熊本市	119
7 兵庫県 神戸市長	531	24 大阪府 東大阪市	214	41 滋賀県 大津市	147	58 奈良県 奈良市長	115
8 東京都 練馬区	523	25 東京都 江戸川区	211	42 東京都 目黒区	143	59 東京都 中野区	114
9 大阪府 堺市長	457	26 沖縄県 沖縄市	199	43 東京都 多摩市	140	60 宮城県 多賀城市	113
10 沖縄県 那覇市長	436	27 東京都 東村山市	195	44 東京都 小金井市	138	61 奈良県 生駒市	112
11 宮城県 仙台市長	410	28 東京都 西東京市長	190	45 沖縄県 糸満市	138	62 沖縄県 豊見城市	112
12 東京都 足立区	397	29 千葉県 船橋市長	183	46 熊本県 菊陽町	137	63 東京都 文京区	111
13 東京都 大田区	392	30 東京都 府中市	182	47 東京都 渋谷区	135	64 沖縄県 八重瀬町	109
14 神奈川県 藤沢市長	379	31 東京都 調布市長	180	48 千葉県 柏市	133	65 東京都 墨田区	105
15 東京都 八王子市長	375	32 神奈川県 茅ヶ崎市長	180	49 東京都 豊島区	129	66 東京都 東久留米市	104
16 東京都 板橋区	342	33 東京都 小平市長	179	50 東京都 三鷹市	128	67 沖縄県 うるま市長	102
17 広島県 広島市長	335	34 神奈川県 横浜市長	179	51 神奈川県 大和市	127	◎合計(待機児童100人以上)	9,496

待機児童解消のための保育士の確保策（安心こども基金：438億円）

① 保育士確保施策の拡充（補助率1/2）【14億円】

1. 保育士養成施設新規卒業業者の確保

〔目的〕・保育士養成施設卒業業者の保育所への就職率を増加させる。

〔事業内容〕・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成

（保育所保育士と養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職フェアの実施 等）

- ・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
（求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等）

2. 保育士の就業継続支援

〔目的〕・保育士の平均勤続年数を増加させる。

〔事業内容〕・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成

- ・保育所の管理者（所長等）に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成（所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等）

3. 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

〔目的〕・保育所に勤務していない保育士（＝潜在保育士）の採用を増加させる。

〔事業内容〕・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成

〔保育士・保育所支援センターの業務〕

- 潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職業体験など） 等
- ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化（補助率3/4）【84億円】

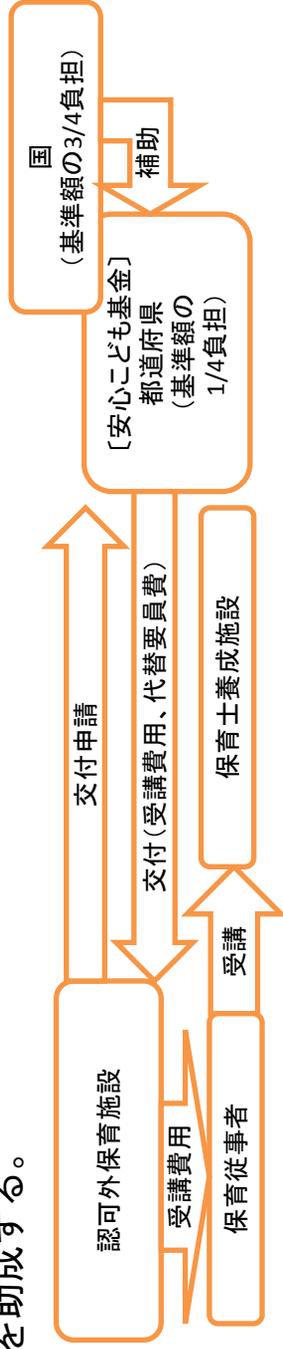
4. 認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援

〔目的〕

○認可外保育施設に勤務している保育従事者（保育士資格なし）の、保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所へ移行することによる「認可保育所に勤務する保育士の増加」を図る。

〔事業内容〕

○認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用（通信制保育士養成施設を受講料の1/2）、受講に伴う代替要員費を助成する。



5. 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

〔目的〕

○保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図り、養成施設卒業による資格取得者の減少に歯止めをかける。また、卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除することで、保育所等に勤務する保育士の増加を図る。

〔事業内容〕

○保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乘せ。
 ※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助



③ 保育士の処遇改善 (補助率10/10) 【340億円】

(1) 目的

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が課題となっている。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組み保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

(2) 補助の概要

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」(仮称)として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育士等)とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※1 民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

※2 保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の改善月額

保育士(福祉職1級29号俸:月額約30万円(賞与等含む))

約8,000円

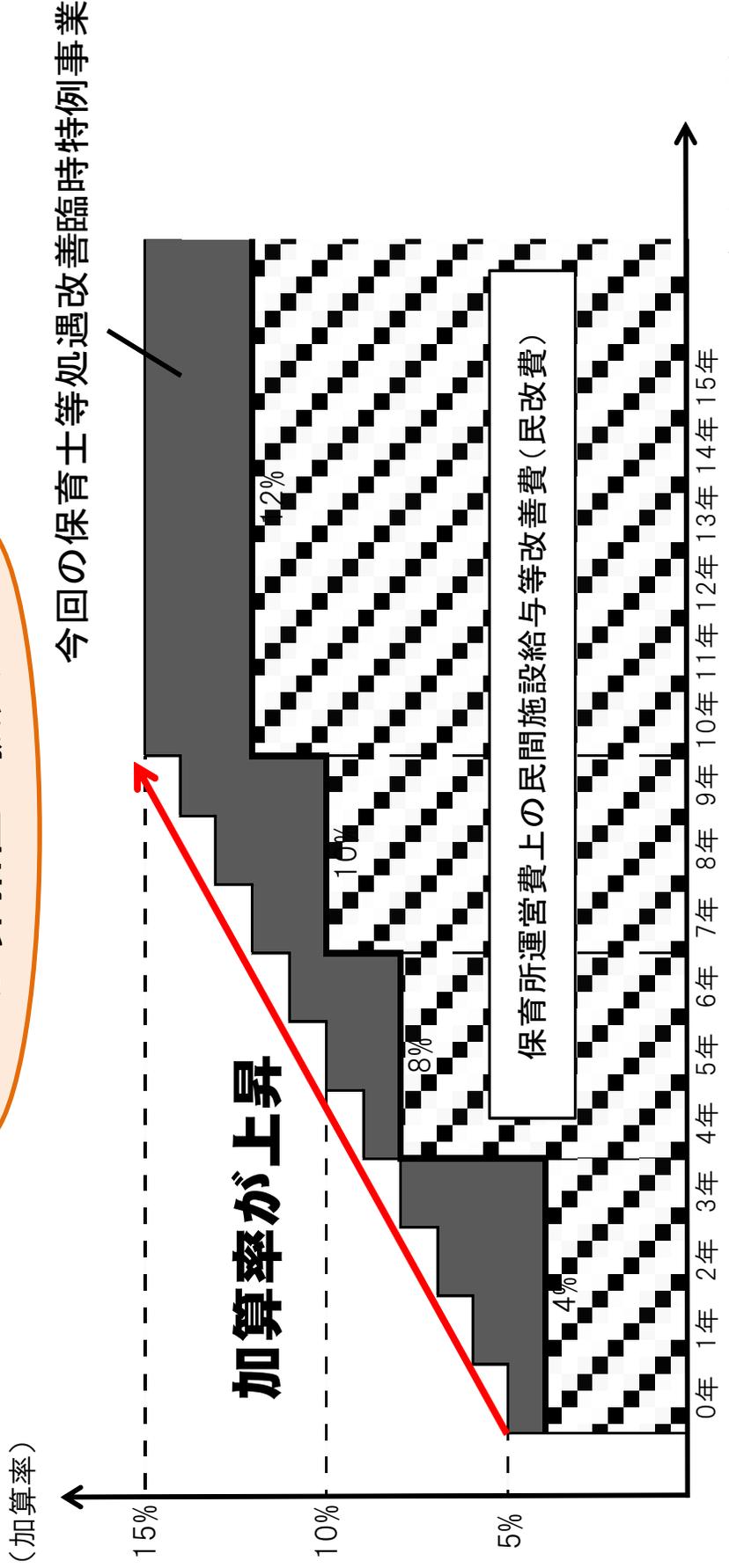
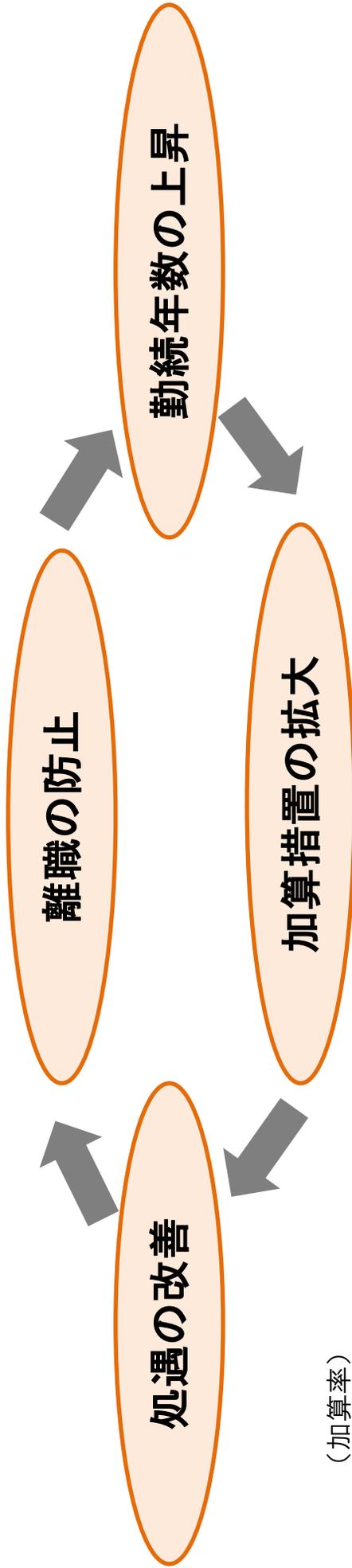
主任保育士(福祉職2級17号俸:月額約35万円(賞与等含む))

約10,000円

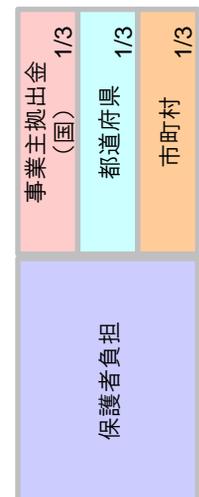
(3) 交付方法

- 都道府県の安心こども基金に国から交付。都道府県から各市町村へ交付した上で、市町村において各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

民改費の仕組みを基礎とした保育士確保策



放課後児童クラブの主な改正事項

新制度施行後	
対象児童	<p>現行</p> <p>おおむね10歳未満の留守家庭の小学生</p>
設備及び運営の基準	<p>特段の定めなし</p>
市町村の関与	<p>開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先: 都道府県]</p>
市町村の情報収集	<p>子育て支援事業に関し、必要な情報の提供</p>
事業の実施の促進	<p>特段の定めなし</p>
計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</p>
対象児童	<p>留守家庭の小学生</p> <p>※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することも地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)</p>
設備及び運営の基準	<p>国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]</p>
市町村の関与	<p>事業開始前の事前の届け出など [届け出先: 市町村]</p>
市町村の情報収集	<p>子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供</p>
事業の実施の促進	<p>市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進</p>
計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 <p>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に依りて、住民にとつて必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</p>
費用負担割合	 <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)</p> <p>※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項)</p> <p>※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条)</p> <p>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成24年5月現在)

- クラブ数 21,085か所 (参考:全国の小学校約21,166校)
 - 登録児童数 851,949人 (全国の小学校1~3年生約328万人の23%程度=約4人に1人)
 - 利用できなかった児童数(待機児童数) 7,521人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,429か所]
- ・「子ども子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
 ⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

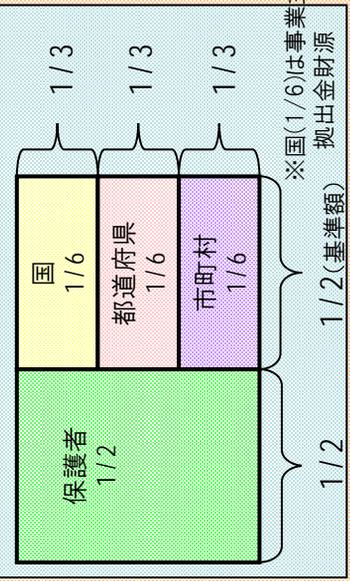
【事業に対する国の助成[児童育成事業費(特別会計)から事業実施市町村への補助】

○平成25年度予算案 315.8億円(平成24年度予算:307.7億円)

【主な内容】

- 運営費 (279.3億円 → 287.4億円)
 - ・保育の利用者が引き続き放課後児童クラブを利用できるよう箇所数の増を図る。(26,310か所 → 27,029か所)
 - ・1クラブ当たりの基準額(児童数40人の場合)
 - 319.1万円(総事業費638.2万円)→ 336.0万円(総事業費672.0万円)※
 - ※研修受講のための費用等を新たに計上
- 整備費 (28.3億円 → 28.3億円)
 - ・放課後児童クラブを新たに設置するための創設整備(基準額:2,150.4万円)のほか、耐震化に対応するための改築、大規模修繕及び受入枠の拡大に繋がる拡張の整備区分を追加。
 - ・また、学校の余裕教室等の改修によるクラブ室の設置や、大規模クラブの解消を図るための改修等に必要な費用を支援する。(基準額:700万円※)
 - ※備品購入のみの場合、基準額:100万円

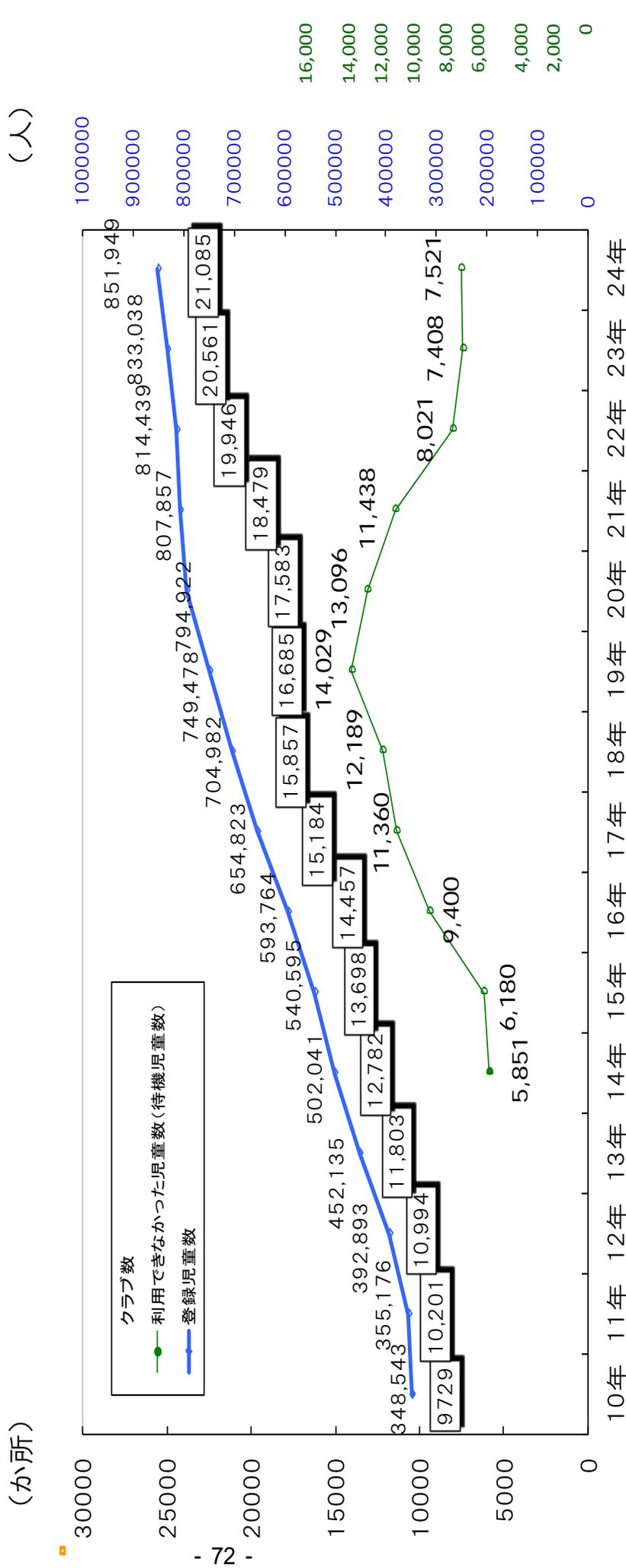
(参考)運営費の費用負担の考え方



放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成24年では、クラブ数は21,085か所、登録児童数は85万1,949人となり、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.4倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は7,521人(最大の19年に比べて約5割)となった。

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



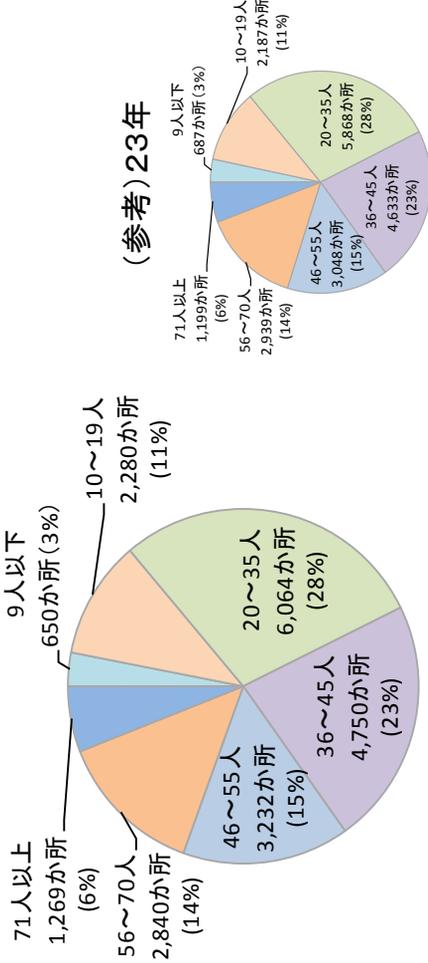
※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブの現状

※平成24年5月1日現在(育成環境課調)

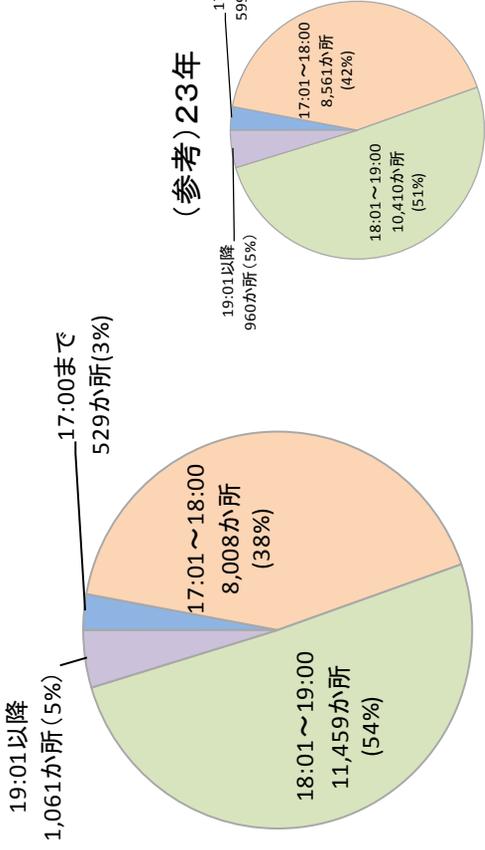
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



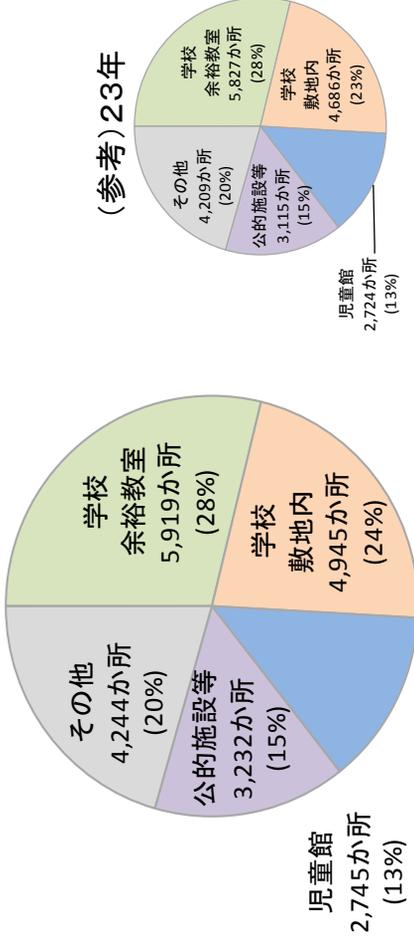
○終了時刻の状況(平日)

18:01以降の閉所が全体の約6割を占める。



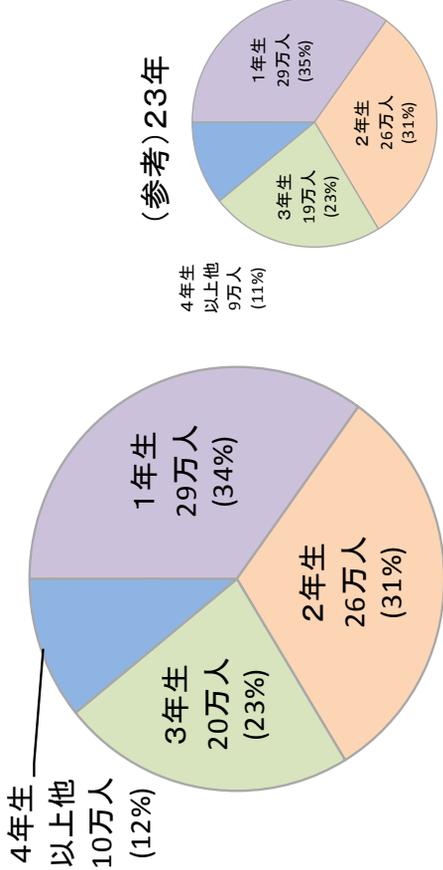
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



平成25年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金
放課後児童健全育成事業等分単価(基準額)(案)

平成25年度基準額(案)	平成24年度基準額
<p>1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費</p> <p>(1)開設日数250日以上</p> <p>①児童数10～19人 <u>1,193千円</u></p> <p>②児童数20～35人 <u>2,094千円</u></p> <p>③児童数36～45人 <u>3,360千円</u></p> <p>④児童数46～55人 <u>3,193千円</u></p> <p>⑤児童数56～70人 <u>3,026千円</u></p> <p>⑥児童数71人以上 <u>2,859千円</u></p> <p>⑦開設日数加算 14千円</p> <p>⑧長時間開設加算</p> <p>(ア)平日分 <u>273千円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分 <u>123千円</u></p> <p>(2)特例分(開設日数200～249日)</p> <p>①児童数20人以上 <u>2,059千円</u></p> <p>②長時間開設加算 <u>273千円</u></p> <p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 7,000千円</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000千円</p> <p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1)ボランティア派遣事業 <u>483千円</u></p> <p>(2)障害児受入推進事業 <u>1,608千円</u></p> <p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 <u>880千円</u></p>	<p>1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費</p> <p>(1)開設日数250日以上</p> <p>①児童数10～19人 <u>1,096千円</u></p> <p>②児童数20～35人 <u>1,984千円</u></p> <p>③児童数36～45人 <u>3,191千円</u></p> <p>④児童数46～55人 <u>3,027千円</u></p> <p>⑤児童数56～70人 <u>2,862千円</u></p> <p>⑥児童数71人以上 <u>2,698千円</u></p> <p>⑦開設日数加算 14千円</p> <p>⑧長時間開設加算</p> <p>(ア)平日分 <u>269千円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分 <u>121千円</u></p> <p>(2)特例分(開設日数200～249日)</p> <p>①児童数20人以上 <u>1,913千円</u></p> <p>②長時間開設加算 <u>269千円</u></p> <p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 7,000千円</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000千円</p> <p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1)ボランティア派遣事業 <u>478千円</u></p> <p>(2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 <u>691千円</u></p> <p>(3)障害児受入推進事業 <u>1,577千円</u></p> <p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 <u>950千円</u></p>

平成25年度における児童手当制度の予算について

○財源内訳(平成25年度予算案)

【給付総額】 2兆593億円 (2兆2,631億円)

(内訳)

- ・ 国負担分 : 1兆2,564億円 (1兆2,995億円)
- ・ 地方負担分 : 6,282億円 (7,889億円)
- ・ 事業主負担分 : 1,747億円

※ () 内の数字は公務員への支給分を含む

○費用負担

	被用者		非被用者		公務員	
0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	事業主 7/15	国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10

社会的養護の充実について

社会的養護の平成25年度予算（案）事項

（1）施設における家庭的養護の推進

- 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、既存の建物の賃借料の助成（月額10万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

※参考 平成24年度補正予算案において410百万円を計上（施設整備費）

（2）里親支援等の推進

- 里親支援専門相談員の配置
施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。
- ファミリーホームへの賃借料の算定
里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料を助成（月額10万円）する。
- 里親支援機関連業の推進
里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関連業を推進する。
- 調査研究事業の実施
里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関連等を対象に調査・研究を行う。

（3）被虐待児童等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大
虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する施設や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。
- 児童養護施設等の心理療法定当職員の配置の推進
入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。
- 母子生活支援施設特別生活指導費加算の充実
心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が4人以上いる場合に、母子支援員（非常勤）を配置する特別生活指導費加算について、支援の充実を図るため、当該母子が8人以上いる場合には2人目を配置する。